

J-クレジット制度 排出削減プロジェクト 妥当性確認報告書

プロジェクトの名称：

茂木町における太陽光発電導入プロジェクト

妥当性確認 機関名	ビューローベリタスジャパン株式会社
--------------	-------------------

発行日 2016年 5月 9日

1 妥当性確認機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたプロジェクト計画書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	ビューローベリタスジャパン株式会社
担当部署名	システム認証事業本部 カスタマイズドサービス部
プロジェクトの関係者との利害 抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	<p>プロジェクト関係者に対する利害関係がないことを、契約レビュー時にチェックシートで確認を行っている。</p> <p>担当審査員に対しては、妥当性確認業務の依頼時に、利害相反がないことを確認している。</p>

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

<p>プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。</p>	茂木町長
<p>プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。</p>	(なし)
<p>低炭素社会実行計画への参加実態 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
<p>温対法特定排出者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
<p>省エネ法報告対象者 ※すべてのプロジェクト実施者についてプロジェクト計画書の記載内容と実態が整合しているかを確認すること</p>	<input type="checkbox"/> 整合している <input type="checkbox"/> 整合していない <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

3 妥当性確認結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

妥当性確認実施期間		□プロジェクトの実施前 ■プロジェクトの実施後
プロジェクト名		茂木町における太陽光発電導入プロジェクト
認証予定期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。		2016年 4月 1日 ～ 2021年 3月 31日
適用方法論	方法論番号	EN-R-002 Ver. 1.0
	方法論名称	太陽光発電設備の導入
想定排出削減量・想定吸収量	認証予定期間の合計値	80 t-CO ₂
プロジェクト実施者と合意した妥当性確認の前提	妥当性確認の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること	文書名：実施要綱 Ver. 2.3 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver. 2.3 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver. 1.2 文書名：モニタリング・算定規程 Ver. 2.4
	目的 ※プロジェクトの実施によって、プロジェクト計画書に記載された削減量・吸収量が実際に生じる見込みに対する評価を行うことも目的に含めて記載すること	プロジェクト事業者が作成したプロジェクト計画書に記載された情報が、その作成基準である実施要綱 Ver.2.3、実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.2.3 に準拠しているかどうかを確かめるために、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を表明する。
	範囲 ※妥当性確認の範囲がプロジェクト計画書の範囲であることを記載すること	プロジェクト計画書に記載された情報。具体的には以下のとおり。茂木町の須藤小学校、中川小学校、道の駅もてぎに太陽光発電設備を導入することにより系統電力を代替することでCO ₂ 排出量の削減を行う。
	保証水準 ※妥当性確認の結論を意見として表明する際に採用した水準を記	合理的保証

	載すること	
<p>妥当性確認手続</p> <p>※現地審査の実施有無について記載すること</p> <p>※また、実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること</p>		<p>■現地審査を実施した（2016年3月10日に訪問）</p> <p>□サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問）</p> <p>□現地審査を実施していない</p> <p>・妥当性確認計画の策定（2016年3月8日）</p> <p>・文書審査（2016年3月8日～9日） プロジェクト概要の把握、リスク評価 現地審査スケジュールの策定</p> <p>・現地審査（2016年3月10日）</p> <p>・妥当性確認結果の評価・報告書作成（2016年3月11日～17日）</p> <p>・社内レビュー（2016年3月18～22日）</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法</p> <p>※4における結果を総括し、排出削減量又は吸収量に影響を与える可能性のある、主な指摘事項について記載すること</p>		<p>・当初プロジェクトバウンダリに含まれていた逆川小学校は、太陽光発電設備の導入を検討中で、今年の6～7月に設備の設置場所、詳細仕様が決まる。設備の仕様が決まっていないため、今回の対象から外した。</p> <p>・ふみの森もてぎは、確認の結果、投資回収年が3年未満となるため、今回の申請対象外とした。</p> <p>・太陽光発電設備による発電電力量が保守的に推計されていないことが確認された。須藤小学校、中川小学校及び道の駅もてぎは、連続した12ヶ月の最小実績値に修正した。</p> <p>・付随的な排出活動（電力制御装置及び蓄電池）の影響度が不明であることを指摘し、正しい影響度が算定され、排出削減量が正しく算定されたことを確認した。尚、蓄電池は、停電時のみ使用される災害対策型で、太陽光発電の電力が充電されず、プロジェクトの実施に間接的に関係するだけで、プロジェクトから除外すべき設備であることを確認した。本除外により、投資回収年数の計算の修正が必要となったが、適切に修正されたことを確認した。</p> <p>・投資回収年数の計算で電力単価に誤りがあることを指摘し、適切に修正されたことを確認した。</p>
	確認結果	<p>■無限定適正 □不適正 □意見不表明</p>
<p>妥当性確認結果</p>	<p>意見・結論</p> <p>※4における結果を総括し、確認結果における意見の理由を記載すること</p>	<p>事業者が作成したプロジェクト計画は、プロジェクト事業の要件を満たしており、プロジェクト計画書の誤りの合計値が重要性の基準値（5%）未満であることが確認された。したがって、全ての重要な点において適正であると認める。</p>